厚生労働省委託 令和6年度通年雇用促進支援事業

技能習得で季節労働者の通年雇用化を支援します通年雇用促進支援事業に参加して、企業から求められる人財になろう

無料で受けられる スマートフォンビジネス 活用セミナー

通年雇用化支援講習事業







スマートフォンのビジネス活用術

スマートフォンの操作機能をマスターしましょう

令和6年11月 恵庭市通年雇用促進協議会

■ スマートフォンビジネス活用セミナーの対象となる季節労働で働く受講者とは?
恵庭市内に在住する、令和5年度~令和6年度内に雇用保険短期雇用特例被保険者(40日一括給付)である、またはあった方です。(詳しくは協議会までお問い合わせ下さい。)

受講を希望される皆様へ受講に際してのお願い



(注意説明)

令和6年11月

恵庭市通年雇用促進協議会

このたびは当協議会主催のスマートフォンビジネス活用セミナーの受講申し込みをいただきまして、誠にありがとうございます。スマートフォンビジネス活用セミナーは、季節労働者の皆様のスマートフォンのビジネスツールについて知って頂き、業務におけるスマートフォンの操作向上や有効活用を目的に実施します。受講に際して留意事項をお伝えしますので、必ず目を通して下さいますようお願い申し上げます。

1 スマートフォンビジネス活用セミナーの日程及び場所等

【実施日時】 令和7年 1月28日(火)13:30~15:30実施

【実施場所】 恵庭市民会館2階視聴覚室

【指導講師】 株式会社ハイ・フライサポート代表取締役 今 村 進 一 さん

【受講対象】 季節労働者の方で、現在スマートフォンを使用している方

※ 操作スキルの高低は関係ありません。スマートフォンに触れたことのない方はご遠慮願います。本講習ではスマートフォンを使用した操作演習はありませんのでご注意下さい

【受講定員】 15名

【受講料】 無料

【その他】 現在ご使用のスマートフォンと充電器、筆記用具をご持参下さい

(1) カリキュラム ※ カリキュラム内容及び時間に若干の変更があった場合はご容赦願います

クリフィュラム ペーカフィュラムドJ音及し時間に右下の交叉がのフに物目はと音がMRVであり	
令和7年 1月28日(火)	
時間帯	カリキュラム内容
13:30~13:35	開会・注意説明・講師紹介
13:35~14:25 〈50分〉	セミナー(1) スマートフォンを活用したビジネスツール ① 情報共有・チャット(情報共有やコミュニケーション円滑) ② Web 会議(オンライン会議) ③ スケジュール管理 ④ チャットGTP
14:25~14:35	休憩
14:35~15:20 〈45分〉	セミナー(2)スマートフォンのフィッシング詐欺① なぜフィッシング詐欺が横行するのか?(目的、手段)② FX・投資・仮想通貨・通信販売・架空請求詐欺③ マッチングアプリ・副業情報詐欺・闇仕事サイト
15:20~15:30	質疑応答 終了

2 スマートフォンビジネス活用セミナーの受講注意

(1) スマートフォンビジネス活用セミナーの受講定員 講習は「教室スタイル」で実施します。 受講者はお手持ちのスマートフォンOS毎(アンドロイド、 IOS、簡単スマホのグループ順)に座って頂き、15名で 演習を行います



- (2) スマートフォンビジネス活用セミナーでの必要なスキルについて スマートフォン操作経験のある方、現在利用している方が対象です。操作スキルの高低 は関係ありません。但しスマートフォンに触れたことのない方は、講習についていけなく なりますのでご参加をお控え下さい
- (3) スマートフォンビジネス活用セミナーのお申込みについて
 - ① 協議会ホームページの事業お申込みフォーム
 - ② 紙の申込書(チラシ裏面に掲載)をFAXまたは協議会窓口に提出
 - ③ 電話でスマートフォン活用講習を申し込まれた方は、お手数ですが講習会会場で紙の申込み書にご記入をお願いします。また併せて協議会への登録をお願いします
- (4) スマートフォンビジネス活用セミナーの無断欠席禁止及び事前キャンセル手続き スマートフォンビジネス活用セミナーの無断欠席は禁止とします。講習当日の座席配置 等に支障を来しますので、ご理解の程よろしくお願いします。なお、諸般の事情でやむを 得ず欠席する場合は、前日までに電話にて協議会まで連絡願います
- (5) スマートフォン活用セミナーの講師紹介 【講師】 株式会社ハイ・フライサポート 代表取締役 今村 進一さん(札幌市)



- ① 筆記用具
- ② スマートフォン
- ③ スマートフォンの充電器
- ④ マスク(マスクの着脱は受講者本人のご判断にお任せします)※ マスクが必要な方は協議会がマスクを提供します
- (7) 喫煙場所・ドリンク等の購入について

研修会場でのドリンク持ち込みは可能です。但しこぼさぬようキャップを閉めて下さい

- ① 飲料の購入場所 恵庭市民会館1階エントランスホール、または3階トイレそば
- ② 喫煙所の場所 恵庭市民会館3階窓側エレベーター横の喫煙室
- ③ ゴミ持ち帰りの協力講習会場に持ち込んだペットボトルは各自お持ち帰り下さい



(9) スマートフォンの充電

講習会場にスマートフォン充電器ブースを設けます。バッテリー残量の少ない方は充電 ご利用下さい

(10) その他注意事項

本講習ではスマートフォンを使用した実技演習は行いません。但し各種機能の動作確認のためスマートフォンが必要となりますので、ご持参についてご了承願います。

3 新型コロナウイルス感染症等感染防止の対応(重要)

当協議会では新型コロナウイルス感染症等感染防止策として以下のとおり対応します

- (1) マスクの着脱は受講者皆様のご判断とさせて頂きます
- (2) 講習当日の感染状況如何によっては、マスク着用、手指の消毒をお願いすることもあります
- (3) 椅子の充分な間隔、ソーシャルディスタンス等、関係者間の密を防止します
- (4) 講習当日、体調不良(発熱、風邪の症状、その他)の方は受講をお控え願います。事務 局までご連絡願います
- (5)以下の状況となった場合、事業は中止とします
 - ① 令和7年 1月20日(月)の段階でコロナウイルス感染症の拡大が見られた場合
 - ② 令和7年 1月20日(月)の段階で緊急事態宣言が発出された場合
 - ③ 市内でコロナウイルス感染症等の集団感染が発生して、講師や受講者、スタッフの 健康と安全、事業実施に支障を来す恐れがある場合

4 その他

その他ご不明な点がありましたら、協議会までお問い合わせください

以上

お問い合わせ・詳しいことは





恵庭市経済部商工労働課内(新庁舎3階) 39番カウンター

恵庭市通年雇用促進協議会 まで

電話:(0123)33 - 3131(内線 3334) FAX:(0123)33-3137)

E-Mail: eniwa-kisetsu@amail.plala.or.jp URL: http://www.eniwa-kisetsu.org/

えにわ通年雇用

